スポーツ推進委員募集要項

１．スポーツ推進委員とは

スポーツ基本法に定められた非常勤の公務員です。なお、スポーツ基本法には次のように定められています。

◆スポーツ基本法　第３２条（スポーツ推進委員）

『市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

２　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。』

３　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

２．スポーツ推進委員の役割

スポーツ教室や大会の企画・運営、町民のスポーツ活動をサポートするための実技指導や助言を行います。また、必要に応じ会議を開催し、教育委員会の諮問に応じ意見を述べることなどがその役割となっています。

３．任期

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（任期は２年）

４．公募人数

１４名

５．活動の状況

大きく３種類の活動をしています。

①　定例会

毎月１回定例会議を開催し、事業の企画や研修会の報告等を行っています。

毎月第３水曜日の午後６時から役場内の会議室で開催しています。

②教室等の実施

定例会で企画した教室や講座や体力テストなどの行事を休日に実施しています。

③近隣市町との連携

近隣市町スポーツ推進委員との連絡協議会があり、協議会主催の研修へ参加、情報交換などを行っています。

詳細は別添の『令和７年度スポーツ推進委員事業実績』を参考にしてください。

６．職・身分

非常勤特別職の地方公務員

７．報酬等

日額 3,000 円（職務に従事した時間が３時間を超える場合は、4,000 円）

８．資格・条件等

スポーツへの情熱があり、令和８年４月１日時点で１８歳以上、加えて宮代町在住・在勤・在学の方

９．募集期間

令和８年１１月３０日（月）から令和９年１月１５日（金）まで

１０．応募方法

（１）書類での提出の場合

別添の応募調書を印刷し必要事項を記入したものを、令和 9 年 1 月 15 日（金）16 時 30 分までに宮代町教育推進課スポーツ振興窓口（役場 2 階 18 番窓口）へ持参または郵送してください。

※応募調書は担当窓口（役場 2 階 18 番窓口）でも配布しております。

※郵送の場合は令和 9 年 1 月 15 日必着です。

※役場開庁時間は 8 時 45 分から 16 時 30 分です。ご注意ください。

（２）電子データでの提出の場合

以下メールアドレスまで応募調書のデータを令和 9 年 1 月 15 日（金）16 時 30 分までにご提出ください。

※電子メールアドレス：gakusyu@town.miyashiro.saitama.jp

【共通の注意事項】

・忘れずに顔写真を添付してください。データの場合はデータ上に顔写真のデータを添付してください。

・応募書類については返却いたしませんのでご了承ください。

１１．選考等のスケジュール

書類受領後に随時、書類選考及び面接を行い、教育委員会の議決・承認を経て委嘱します。

１２．問い合わせ先

宮代町教育推進課スポーツ振興担当（役場２階１８番窓口）

・電話：０４８０－３４－１１１１（内線４３２）

・メールアドレス：gakusyu@town.miyashiro.saitama.jp